

住民投票制度と自治基本条例（まちづくり基本条例）について

1. 住民投票制度とは

町政運営の基本は、選挙で選ばれた町長及び町議会議員による議会制間接民主主義です。

住民投票制度は、町政運営上の重要な事項に対し、直接、住民が賛否を意思表示できる直接民主主義による町政へ参加できる制度です。[議会制間接民主主義の補完]

2. 住民投票の形式

一般的に言われる住民投票とは、地方自治法第74条に規定される「住民による条例制定又は改廃の直接請求権」に基づくものであり、住民からの「住民投票条例の制定請求」により、個別案件毎に議会の議決を経て実施されます。【個別型】

また、あらかじめ住民投票の具体的な実施方法を条例に規定し、一定の住民請求の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施する方法もあります。【常設型】

地方自治法第74条第1項（抜粋）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

3. 住民投票と自治基本条例（まちづくり基本条例）

自治基本条例に住民投票に関する条項を規定する方法は、大別して3つあります。個別型Aの住民投票の方法は、自治基本条例に規定していても、規定していなくても実施できます。

①個別型A：地方自治法第74条に準じ実施するもの

②個別型B：資格要件等を緩和し、具体的な実施については地方自治法74条に準じ実施するもの

③常設型：住民投票制度の要件まで規定するもの